

# 会 員 規 約

## 第1条 適用

本会員規約（以下「本規約」といいます。）は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と本会員との間の権利義務関係を定めることを目的とし、本会員と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。

## 第2条 定義

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「当社」とは、シナネンサイクル株式会社を意味します。
- (2) 「店舗」とは、当社が運営するサイクルプラザダイシャリンの実店舗及びEコマースを意味します。
- (3) 「本サービス」とは、当社が提供するフレンドリークラブ会員サービスという名称のサービス（サービスの名称又は内容が変更された場合は当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。
- (4) 「本パッケージ」とは、本サービスを含むセットパッケージを意味します。
- (5) 「本会員」とは、第3条に基づき本サービスの利用者としての登録がされたお客様を意味します。

## 第3条 登録

- 1 本サービスの利用を希望されるお客様は、実店舗での自転車ご購入時（ECサイトで購入し、実店舗で受け取る場合も含まれます。）に、本規約に同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当社の定める方法で実店舗に提供した上で入会の申込みを行うことができます。
- 2 前項の申込みに対して当社が入会を承認した場合、当社は、お客様に対してフレンドリークラブ会員カード（以下「会員カード」といいます。）を無料で発行するものとし、これにより本会員としての登録が完了いたします。
- 3 当社は、お客様が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあり、その理由について一切開示義務を負いません。
  - (1) 当社に提供した情報に虚偽があった場合
  - (2) 18歳未満の場合（ただし、法定代理人の同意がある場合は入会することができます。）
  - (3) 暴力団員等の反社会的勢力であると当社が判断した場合
  - (4) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合
- 4 本会員は、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく実店舗に通知するものとします。

## 第4条 本サービス

- 1 本会員は、実店舗において、ご精算前又は無料点検のご依頼前に会員カードを提示することにより、本サービスの提供を受けることができます（本人確認ができない場合は本サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。）。なお、本サービスは当社から購入した自転車（以下「購入自転車」といいます。）に付随するものとして会員カードに記載された本人に限り利用できるものとし、会員

カードを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡等を行うことはできません。

2 本サービスの内容は以下のとおりです。

- (1) 下記項目について購入自転車の無料点検（状態の確認作業）を実施いたします。当該点検後、修理が必要な箇所については別途作業の内容とその料金のご案内をさせていただきます。

**【点検項目】**

ライト、ベル、チェーン、カギ、タイヤ(劣化・摩耗)、リフレクター、ブレーキ、ハンドル、サドル、クランク、BB(ガタ)、ペダル、キャリア、スタンド、カゴ、各部注油、空気圧、変速機

- (2) 購入自転車の修理料金を10%割引いたします。

- (3) パーツ・用品類の代金を10%割引いたします。

(一部、メーカー純正パーツなど対象外となる場合があります。)

3 本サービスの有効期間は登録日から3年間とします。なお、更新を希望される場合は、更新手数料をお支払いいただくことで更新時から3年間本サービスをお受けいただくことができ、以後も同様といたします。

## 第5条 料金及び支払方法

1 本パッケージの内容は以下のとおりです。

- (1) 簡単パック

前項の本サービス内容に加えて防犯登録（有効期間は都道府県により異なります。）

- (2) 安心パック

簡単パックの内容に加えて購入時から1年間の傷害・賠償責任補償（赤色TSマーク補償）

なお、補償の更新を希望される場合、更新料500円（税別）と

TSマーク補償加入料1,300円（非課税）をお支払いいただきます。

- (3) 完全パック（加入対象外の場合があります。）

安心パックの内容に加えて購入時から3年間の盗難補償（補償金額は、購入金額に対して、1年目80%、2年目60%、3年目40%に相当する金額とし、上限金額は5万円とします。）

なお、上記盗難補償をお受けいただくためには、自転車の盗難があった時から1週間以内に、警察署に対して被害届を提出することが必要となります。

また、盗難が本会員の故意又は過失による場合（例えば、無施錠の状態での盗難があった場合）、自転車の部品の一部が盗難にあった場合（例えば、サドルのみ盗難にあった場合）のほか自転車の保証書を紛失した場合には、上記盗難補償をお受けいただくことができません。

2 本会員は、パッケージに応じて以下の料金を、当社に対して本会員登録時に支払うものとします。

- (1) 本サービス 1,000円（税込） ※更新手数料1,000円（税込）
- (2) 簡単パック 1,500円（税込）
- (3) 安心パック 2,500円（税込）
- (4) 完全パック 4,000円（税込）

## 第6条 会員カードの再発行等

- 1 会員カードの紛失、盗難等があった場合には、本会員は、速やかに実店舗に届け出るものとします。
- 2 会員カードの紛失、盗難、破損等があった場合、本会員は、再発行手数料1,000円（税込）を支払うことにより、会員カードの再発行を受けることができるものとします。

## 第7条 会員情報の取扱い

当社による本会員の会員情報の取扱いについては、当社が別途定めるプライバシーポリシーの定めによるものとし、本会員はこのプライバシーポリシーに従って、当社が本会員の会員情報を取り扱うことについて同意するものとします。

## 第8条 会員資格の喪失

当社は、本会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該会員について本サービスの利用を停止し、又は本会員としての登録を抹消することができるものとします。この場合、本会員は、実店舗に対し、直ちに会員カードを返還するものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 第3条第3項各号に該当する場合
- (4) その他、当社が本会員として適当でないと判断した場合

## 第9条 退会

- 1 本会員は、当社所定の方法により実店舗に届け出ることにより、本サービスから退会し、本会員としての登録を抹消することができます。
- 2 退会にあたり、本会員は、実店舗に対し、会員カードを返還するものとし、当社は受領済の料金の返還を行わないものとします。
- 3 退会後の会員情報の取扱いについては、第7条の規定に従うものとします。

## 第10条 本サービスの内容の変更、終了

当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了（実店舗の移転・閉店含む）することができます。当社が本サービスの提供を終了する場合、当社ウェブサイト上に掲載する方法等により、本会員に通知するものとします。

## 第11条 免責

当社は、故意又は重過失がある場合を除き、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更等により本会員が被った損害について、賠償する責任を一切負わないものとします。

## 第12条 本規約の変更

- 1 当社は、次に掲げる場合には、当社の裁量により本規約を変更できるものとします。

- (1) 本規約の変更が、本会員の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項の規定により本規約を変更する場合、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び変更後の本規約の効力発生時期を当社ウェブサイト上に掲載する方法等により本会員に通知するものとします。
  - 3 変更後の本規約の効力発生日以降に、本会員が本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に登録抹消の手続をとらなかった場合には、本会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第13条 地位の譲渡等

- 1 本会員は、本会員としての地位又は本規約に基づく権利若しくは義務について、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることができません。
- 2 当社は、本サービスに関する事業を第三者に譲渡した場合（事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。）には、当該事業譲渡に伴い契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに登録事項その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、本会員は、かかる譲渡につきあらかじめ同意したものとします。

#### 第14条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第15条 準拠法及び管轄裁判所

- 1 本規約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約に起因し、又は関連して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第16条 お問い合わせ窓口

本サービスの内容に関するお問合せは、下記の当社お客様相談窓口までご連絡ください。

〒108-6306

東京都港区三田三丁目5番27号

シナネンサイクル株式会社

TEL：03-6478-7840（代表）

2020年2月21日制定